

# 仕 様 書

## 1 委 託 名

医療機器等調達支援業務委託

## 2 委 託 期 間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 3 目 的

千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院（以下、「両市立病院」という。）の医療機器等（医療及び診療の用に供する機器等であり、1回又は1年以上の使用に耐えるものをいう。以下同じ。）の調達にあたり、公平性・透明性を確保しつつ、診療側の機能・性能要望を満たし、事務負担の軽減及び調達価格の低減を図ることを目的とする。

## 4 事 業 内 容

受注者は、以下の業務を行うものとする。

### （1）当年度分調達執行支援業務

① 両市立病院において調達することが決定した医療機器等のうち、医療機器等調達予定価格が160万円<sup>1</sup>以上であると調達担当が判断するものについて、必要に応じて所管部署にヒアリングを実施し、以下の点に留意し別表1のとおり書類を作成する。

ア むやみに付属機器等を増設することなく、既存機器との共有を図るなど、必要最低限の構成となるようにすること。

イ 調達後の運用において消耗部品等が継続的に必要となる医療機器等及び付属機器等については、原則として発注者が指定する消耗品の使用が可能である機器等とすること。

ウ 選定調書に記載する年間症例数は稼働評価を考慮した上で決定するものとする。

---

<sup>1</sup> 千葉市契約規則第21条の2(随意契約によることができる額)の表(2)財産の買入の金額

- ② 両市立病院において調達することが決定した医療機器等のうち、医療機器等調達予定価格が160万円以上であると調達担当が判断するものについて、要望機器及び要望機器とほぼ同等の機能等を有する医療機器等（以下、「同等機器」という。）の定価証明書又は参考見積（以下、「参考見積等」という。）を原則としてメーカーまたは販売業者から取得し、調達担当へ情報提供すること。ただし、同等機器の参考見積を取得することが困難または不要であると調達担当が判断した場合は、この限りではない。

ア 調達後の運用において保守契約の締結を要する医療機器等については、調達後1年間の保証期間以降5年間の保守費用の参考見積等を併せて取得すること。なお、参考見積等を取得する際は、原則として最新の千葉市物品入札参加資格者名簿の登録業者から取得すること。

イ 参考見積等は、別表2に定める数以上を取得するものとする。なお、参考見積等取得時には特定の業者に偏ることがないように配慮すること。

- ③ 見積書、仕様書に則したベンチマーク資料を調達担当へ提出し、了承を得ること。ただし、少額等の理由で作成することが困難である場合には、この限りではない。
- ④ 受注者は、調達担当と協議を行った場合は、協議後速やかに協議の記録を書面にて発注者へ提出すること。

## (2) 次年度分調達機器選定支援業務

- ① 両市立病院事務局調達担当（以下、「調達担当」という。）と調整のうえを要望機器の構成内容を把握し、(1)①に準じて仕様書（案）を作成し、調達担当へ提出すること。
- ② 調達予定価格が160万円以上であると判断されるものについて、①の仕様書（案）を踏まえ、(1)②に準じた見積書の取得及び価格調査を行うこと。
- ③ ①・②を踏まえ、調達に係る仕様書を調整すること。
- ④ この委託契約締結時において、既に調達担当及び所管部署で見積書を取得しているときは、これを②の参考見積等に入れることができる。
- ⑤ 大型医療機器等については、設置場所、必要設備、搬入設置上の問題点など、所管部署及び調達担当へ助言を行うこと。
- ⑥ 両市立病院の院長が特別な事情があると認めたときは、調達機器選定支援業務を適宜省略することがある。

## (3) 医療機器等利用状況確認業務（稼働評価）

- ① 発注者との協議により選定した医療機器等について、所管部署へのヒアリング及び調査を行い、購入後の利用状況を調達担当へ報告すること。
- ② 調達担当に対し、効果的な医療機器等の購入に向けた助言を行うこと。

## 5 成果品

成果品として以下の資料を簡易製本（A4ドッチファイル等 1部）及び電子データ（CD-RもしくはDVD-R 正・副2枚）により作成し、発注者へ納品すること。

- ア 事務協議資料（調達担当との事務協議内容を含む）
- イ 機種選定資料
- ウ 稼働評価
- エ 議事録 等

成果品については、発注者と協議の上作成するものとする。  
成果品の管理及び帰属はすべて発注者側とする。

## 6 その他の留意事項

- (1) 受注者は、業務の履行に際し従事者の故意又は重大な過失により生じた損害については、その損害を補償するものとする。その他業務の履行に伴って発生した損害については、契約書に記載されているとおりに処理するものとする。
- (2) 発注者は、実績報告を確認し、その結果、業務が満たされていないと認められた場合には、委託料の減額を行う場合がある。
- (3) 受注者は、第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と協力してその解決にあたるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議のうえ実施するものとする。

別表 1 (作成書類)

調達予定価格 (一個、一式あたり※付属品含む)	作成書類
政府調達案件のもの	仕様書案 (文字起し) ベンチマーク 選定 (要望) 調書 仕様比較
政府調達案件以外のもの (160 万円以上)	仕様書案 (品名・規格・特記事項) ベンチマーク 簡易版選定 (要望) 調書 仕様比較 (複数の機器による競争調達が確実な場合)

別表 2 (参考見積等取得数)

要望機器分	同等機器分
全ての要望機器	1 機種以上